

令和3年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年6月23日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月23日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一		
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 保険医療 課長	不破 生美
		子ども 課長	舘林 久美	介護支援 課長	後藤 雅幸
		住民課長	飯田 和泉		
	産建業部	部長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和光		
	消防本部	消防長	黒川 康治		
教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務会 局	局長	小島 昌己	書記	萩野 み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第26号 蟹江町税条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第27号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第4 議案第28号 蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について
- 日程第5 議案第29号 蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第6 議案第30号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第31号 蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第32号 新蟹江小学校トイレ改修工事請負契約締結について
- 日程第9 議案第33号 蟹江北中学校トイレ改修工事請負契約締結について
- 日程第10 議案第34号 令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第35号 令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和3年第2回蟹江町議会定例会の最終日でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

ここで、理事者から本定例会における会議内での答弁の内容について、修正がしたいという旨の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

おはようございます。

すみません、議長のお許しをいただきましたので、この場をお借りいたしまして、議案第28号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」、議会開催日の私の答弁内容について修正をし、おわび申し上げたいと思います。

子ども医療費制度の運用に関しまして、中村議員のほうからお子様のけがについてのご質問をいただきました際に、学校で掛けている保険が適用されるようなおけがをされた場合につきましては、保険金から医療費負担分は町へその分を頂きますという回答をさせていただきましたが、その取り扱いにつきましては、現行の中学生までのお子様についてでございます。

高校生につきましては、学校内のおけがで学校で掛けている保険から保険金が出るような場合につきましても、町へ医療費分を頂くことはございません。その点を修正させていただき、おわび申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、次に、議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に議会運営委員会報告書及び総務民生常任委員会の審査報告書が配付してございます。

本日申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますよう、よろしくお願いたします。

傍聴される皆様にもお願申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は14名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る6月15日に開催されました議会運営委員会の協議の結果の報告を求めます。

議会運営委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

去る6月15日に行われました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

意見書の審査結果についてであります。

採択することになった意見書はありません。

2番目に、継続審議することになった意見書です。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書、そして、保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書が継続審議になりました。

不採択することになった意見書です。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書であります。

その他としまして、学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書は、6月15日付で意見書の取下げ願が提出されました。

2番です。

令和3年第3回9月定例会の日程についてです。

8月27日金曜日に議会運営委員会を行います。9月2日に開会、そして全員協議会、3日金曜日ですが、全員協議会が終わらなかった場合に開会します。7日火曜日、常任委員会、そして、9日木曜日、一般質問、10日金曜日、一般質問であります。それから、16日木曜日に決算審査、そして、17日金曜日にも決算審査が取っております。24日金曜日、閉会となります。

次に、3番です。

会派代表者の変更について。

5月21日付で、新風の代表者が高阪議員から安藤議員に変更されました。最終日に議長からの諸般の報告で、皆さんに報告させていただきます。

4番その他です。

9月議会議案説明会についてです。

日時は令和3年8月19日木曜日午前9時から、場所は3階議事堂になります。

その他であります。

アとしまして、議会映像のインターネット配信について。

6月定例会初日の映像については、6月14日から配信開始。代表質問の映像は、およそ10日後に配信される予定です。町のホームページの「蟹江町議会－蟹江町議会映像配信」から入るとネット映像にリンクされますので、ご視聴をお願いいたします。

次に、イとしまして、6月定例会初日に上程された議案第28号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」は、最終日の冒頭で理事者側から訂正の説明がされるということで、ただいま説明が終わりました。

以上、報告させていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長 佐藤 茂君

日程第1 「諸般の報告」をいたします。

5月21日付で、新風より会派代表者の変更届が提出されました。新たな代表者は安藤洋一君であります。

以上、報告いたします。

○議長 佐藤 茂君

日程第2 議案第26号「蟹江町税条例等の一部改正について」

日程第3 議案第27号「蟹江町手数料条例の一部改正について」

日程第4 議案第28号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」

日程第5 議案第29号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」

日程第6 議案第30号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

日程第7 議案第31号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本6案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長、飯田雅広君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○総務民生常任委員長 飯田雅広君

総務民生常任委員会に付託された6案件につきまして、去る6月10日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第26号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、町県民税の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族のうち、30歳以上70歳未満の国外居住親族の要件が変更となるが、現在、町内に該当者はいるか。また、要件の変更はどのようなものかという内容の質疑がありました。

これに対し、現在、国外居住親族を扶養親族として申告している方は、外国人労働者など一定数いる。要件については、今まで16歳以上であれば、国外居住親族を扶養親族として申告することができた。今回の改正により、令和6年度分の住民税から、30歳以上70歳未満の国外居住親族については、留学ビザのコピーを提出した者、障害者の方、送金関係書類で38万円以上の送金を行っている者という3つの要件に該当しない場合、扶養親族とすることができなくなるという内容の答弁がありました。

次に、住宅借入金等特別控除の要件はどのように変わるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、住宅借入金等特別控除は、所得が3,000万円以下の方が受けることができるが、この要件に変更はない。所得が1,000万円以下の方については、面積要件が50平方メートル以上から40平方メートル以上へと緩和される。控除率については、10年目までは借入金の年末残高の1%で、11年目から13年目は税抜きの住宅取得価格の2%を3で割ったものと年末残高の1%を比較し、低いほうを適用するという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第26号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審議に入ったところ、今回の改正により管轄が変わるのか。また、今後再交付の場合、料金はどうなるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、法改正により、マイナンバーカードの発行者は地方公共団体情報システム機構と明確化される。それに伴い、マイナンバーカード発行に係る手数料の徴収事務については、同機構から市区町村長に委託することができるという規定が盛り込まれたため、手数料条例からは削除するが、歳計外現金収入という形で再発行手数料は徴収するという内容の答弁がありました。

次に、町で手数料を徴収し、地方公共団体情報システム機構に納める形なのかという内容の質疑がありました。

これに対し、住民から手数料を徴収し、地方公共団体情報システム機構に送ることは今までと変わらない。違うのは、手数料が歳計外の保管金となる点であるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第27号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、子ども医療費の支給対象年齢が15歳到達の年度末までから18歳到達の年度末までに引き上げられるが、学校での事故やけが、交通事故の場合はどうなるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、学校でのけがについては、15歳までの方は学校で掛けている保険からお見舞金として4割分支給される。そのうち3割分を医療費に充当し、1割分を保護者にお見舞金として支給する。対象を18歳まで拡充した場合、学校の保険は町が負担していないので、医療費は町が負担するが、保険金の請求はしない。交通事故については、国民健康保険加入者であれば第三者行為の届け出をいただき、相手方の保険へ医療費の請求を行う。この対応は、対象を18歳まで拡充した場合も同様であるという内容の答弁がありました。

次に、対象年齢を18歳まで引き上げることで、母子・父子家庭医療や障害者医療、精神障害者医療との優先順位はどうかという内容の質疑がありました。

これに対し、未就学児については子ども医療費を最優先する。小学校に上がると同時に、他制度に該当する場合はそちらに切り替えを行う。年齢など条件を適切に判断し、県などの公費が受けられるものを優先するという内容の答弁がありました。

次に、所得制限や償還払いは行うのかという内容の質疑がありました。

これに対し、所得制限や償還払いは行わない。年齢要件に該当すれば全ての方が対象となるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第28号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、提案理由に児童扶養手当法施行令の一部改正に伴うとあるが、何が変わったのか。また、それに伴い、条例はどのように変わるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今まで児童扶養手当受給対象者のうち障害年金を受給している方については、障害年金の受給者分と子の加算分を合計したものと児童扶養手当の額に差が生じれば、その差額分を払うという内容であった。今回の改正により、子の加算分だけを見ることとなった。障害年金は非課税所得のため、従来から母子・父子家庭医療費の算定計算に含まない。児童扶養手当法施行令の改正により不利益になることはないという内容の答弁がありました。

次に、条例の改正理由は児童扶養手当法施行令の一部改正だが、母子・父子家庭医療費については今までどおりという解釈でいいのかという内容の質疑がありました。

これに対し、施行令の一部改正が条例改正のきっかけだが、母子・父子家庭医療費の算定方法に変更はない。愛知県が医療費の計算方法を明確化するために県の要領を改正し、それを受けて町も改正するものだが、医療費の取り扱いは今までと変わらないという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第29号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、町内に特定地域型保育事業所はないが、改正の理由、目的は何かという内容の質疑がありました。

これに対し、町内に当該施設はないが、町外の施設を利用する方はみえる。その際に公定価格を正しく算定するために行う、施設への確認作業が不要となった。特定地域型保育事業では0歳から2歳までの子どもを預かる。施設の設置に当たっては、3歳からも保育できる連携施設を持つことが認可の条件にあったが、必ずしも連携施設を持たなくてもよいということになるという内容の答弁がありました。

次に、公定価格を正しく算定するための確認作業は何かという内容の質疑がありました。

これに対し、町民が町外の施設を利用する際に、国が定める保育料を利用施設に町が支払うことになるため、保育料を支払うべき適正な保育事業所かどうかの確認作業を行うという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第30号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、支援員が不足するため緩和するという内容の質疑がありました。

これに対し、当町では支援員の研修を受けた職員が2名以上充足されているため、緩和に伴う心配はない。今年度から私立幼稚園の2つの放課後児童クラブで委託事業を行っているため必要になったという内容の答弁がありました。

次に、新旧の比較で学校教育法と教育職員免許法があるが、何が違うのかという内容の質疑がありました。

これに対し、教員免許に10年の期限ができたため変更となったという内容の答弁がありました。

次に、支援員を増やすために基準を緩和するが、利用者の安全を確保できるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、愛知県もしくは指定都市、中核市で開催される研修を受けた者が支援員になることができる。今までは、高校を卒業して2年の実務経験がある者が支援員の資格を取りに行くことができた。今後は、高校を卒業していなくても現場で5年の経験があれば研修を受けることができるようになった。5年の経験の上に研修を受けるので、質の低下にはつながらないと認識している。実践経験に重きを置いており、5年以上の経験がある方が資格を取っていただくべきと考える。そういう方を有効的に活用したいという内容の答弁がありま

した。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第31号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(8番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第26号「蟹江町税条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第3 議案第27号「蟹江町手数料条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第28号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第5 議案第29号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、日程第6 議案第30号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第31号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

それでは、ここで職員の入れ替えのため、暫時休憩とさせていただきます。

(午前9時28分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時30分)

○議長 佐藤 茂君

日程第8 議案第32号「新蟹江小学校トイレ改修工事請負契約締結について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

ちょっと確認させていただきたいんですけども、後からの議案もあるんですけども、トイレの改修工事ということで、着実にどんどん洋式化が進んでいると思います。

今回、このトイレの改修で、どこまでの事業を言っているのか。例えば庁舎内だと、コロナ対策で感染防止対策も、国の臨時交付金を使いながらやっているんですけども、その点というのは、小中学校、今回は小学校か、小学校については、そのような工事というのは入っているか入っていないのか、その確認をお願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

議案の、ご質問というのは、要は補助金関係がということによろしいでしょうか。財源がということ。

○5番 板倉浩幸君

工事内容が知りたいなど。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

分かりました。

まず、新蟹江小学校は1階フロアが、大きく言うと2か所ぐらいありますが、真ん中の向かって東側というか、エレベーターの裏側のほうのトイレ側を1階から4階までさせていただきます。なので、学校のトイレを全てやるというわけではありません。これをこの夏休みから2学期にかけて行わせていただいて、洋式化率を上げていくという形になります。

以上です。よろしいでしょうか。お願いします。

○5番 板倉浩幸君

それを聞いているんじゃないかと、感染防止対策って、今庁舎でもやっている防止対策がありますよね。その辺の工事内容については、小中学校は行っていくのか行かないのかという確認です。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

先回、便座クリーナーをこの春やらせていただいたんですが、それも含めての工事になりますので、当然のことながら、コロナ対策も含まれているということになります。

すみません、以上です。

○5番 板倉浩幸君

今、コロナ対策も兼ねて一緒にやっていくということで、そうすると、その一部というのは、国の今、最初にも、初日にあった地方創生臨時交付金も活用できると思うんですけども、その辺は入れずに、単独予算でトイレの改修工事を行うということによろしいですか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

財源につきましては、国の交付金を活用していきます。建設補助金を活用していきます。

総事業費に対しまして、3分の1を補助金を充てさせていただいて、残りの3分の2が起債できるということになっていきますので、こちらを起債させていただいて、残りの償還金につきましては交付税措置という形で、そういう財源を使って工事させていただく予定でいま

す。

以上です。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

トイレの改修ですが、年度ごとに何か所も、町内の小学校のトイレの改修を進めてきたかと思えます。

そこで、ちょうど令和3年度の新蟹江小学校をもちまして、一応の区切りというか、終了するのではないかというふうに説明を受けていたかと思うんですが、このトイレの改修が、私は、各小学校の和式のトイレの全てが洋式化されるというふうに理解をしていたんですが、初日の日の議案提案のときには、そうではなくて、この達成というか実現率は50%に満たない、半分は和式のまま残るといようなお話でしたけれども、そのような理解でよろしかったでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

蟹江町の洋式化率は、60%をまず目指しているところであります。ですので、全部のトイレを洋式化するというわけではなく、和式が一部残るような形になります。和式トイレにいたしましても、一部利用の需要があると考えておところが理由であります。

以上です。

○9番 中村英子君

それで、じゃ、和式のトイレもこのまま問題なく残していくと、その需要があるという考え方はちょっとよく分からないんですが、問題なく和式のまま残していくと。和式そのものも、子どもたちの使うトイレとして、和式も併用して使うというような考え方なんでしょうか。子どもの使うものは全て洋式にしていくということではないと。

それで、ここで、全体としては60%という話でしたけれども、そのままの状況で、トイレ問題はよろしいという考え方なんでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

今現在は60%を目指していますが、当然のことながら、国全体、自治体の、近隣の自治体も勘案しながら考えていきたいと思っておりますので、これが行く行く70%、80%になるという可能性もありますが、今のところ60%を目指しているところです。

以上です。

○9番 中村英子君

そうしますと、でき得るなら順次、これは洋式にしたほうがいいけれどもという話なんですかね。ですけれども、取りあえず予算的なこともあると思うんですが、非常に高額ですよ。トイレ改修にも、それはもちろん水回りのことですので、お金はかかるし、現場の状況によっては、非常にお金のかかるところもあるかと思うんですけれども、ここで全部を洋式

にしちゃうやり方ではなくて、今後も残された和式のところは順次変えていったほうがいいという捉え方なのか。

もしそうであるのなら、別にそこまで先延ばしする必要もなく、全てやっていけばいいことであって、その辺はちょっと曖昧な捉え方ではないかなと思うんですけども、それはあくまで予算上のことなのか、それとも必要性が薄いということなのか、どのようなことなのでしょう。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

先ほど申しあげましたとおり、一定の需要があるというふうに考えております。というのは、例えば洋式ですと、要は座ってしまうとお尻が全部くっついてしまう、そういったことを嫌がる子ども、もしくはお年寄り、もちろんお年寄りが学校を使うということは、非常にレアなケースなんですけれども、例えば来ていただいたときに使うようなところで、やはりそういったことに、自分が今まで使っていたトイレになじまないというふうなところで、洋式に座るということを嫌われる方もみえますので、そういった意味も含めまして、一定の需要があると考えておるところでございます。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今、和式のトイレも、当初100%を目指すべきだと僕らも考えていたんですけども、今答弁あったように、なかなかトイレに、便座にお尻がつけられない、そういう子どももいて、実際今、そうすると、町自体は60%を目指して、今着実に60%を見て、今後需要の状況を見ながら70%、80%にしたいと思っている。予算というか、事業費が本当に莫大になるから、そういう考えになるのか。

最終的にどこまで持ってくる考えであるのか。ちょっとまだまだ、洋式化率を上げてくれば、またおのおのと同じような事業費もかかってきますけれども、最終的にどのぐらいまでを目指しているのか。あるんですか。まず考え聞いて、町長でもその辺の方向は持っているのか。

○教育長 石垣武雄君

トイレの洋式化については、先ほど次長が申しあげたとおり、今50%少しと。全国が60%ということで、今、教育課としては、大体75%ぐらいを目指しながら、つまり3分の2ですね、そのあたりを考えています。

先ほど、子どものこともありますし、いざというときに避難所も、ひょっとしてそんなところを使わないかもしれませんが、そういう場合もあるということで、100%はなかなか難しいんじゃないか、もちろん予算のこともありますけれども。

ですので、今、先ほど言ったように新蟹江小学校と北中学校、これで洋式化やりますので、

50%超えます。けれども、それで終わったんじゃないくて、もう少しまたサイクルを考えながら、一斉に全ての学校を一気にやることは難しいものですから、また計画を立て直しながら取り組んでいきたいと、そんなことを思っております。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他にないでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、他にないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第9 議案第33号「蟹江北中学校トイレ改修工事請負契約締結について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第10 議案第34号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたしま

す。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

13ページですが、低所得者の子育て世帯に対する支援というのがここに入ってきておりますが、これも国のほうの政策で入ってきております。

今回のこの取り扱いについては、申請が不要というような取り扱いでいいというふうに変ってきているかなと思います。申請が必要であると、大変に時間がかかって、必要な人に必要なものが届くまで時間があり過ぎるという問題点がありましたが、今回の取り扱いについては、今申し上げましたように申請手続きは不要で、迅速にお手元に届くようにするという取り扱いになるかと思うんですけれども、まず、それはそれでよろしいかということが一つです。

それから、もう一つ、国のほうの政策といたしまして、生活困窮者に対する支援というのが新たに、また追加的に打ち出されているかと思うんですが、新型コロナウイルスの感染症、生活困窮者に対する支援というものは、この予算には計上されていないわけですが、この取り扱いについてはどのようになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○民生部長 寺西 孝君

ただいま議員のほうから、13ページでございます低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業についてご質問をいただきました。

支給対象者の方につきましては、児童手当の受給者と特別児童扶養手当の受給者が基本でございますので、そういった方々につきましては、基本的に申請はございません。ただし、高校生のみを扶養していらっしゃる、非課税に該当してくる方につきましては、私どものほうでちょっと把握しかねるところがございますので、若干名の方だとは想像いたしますが、この方については必要、申請をお願いする形となります。

ですので、このあたりの広報周知等を徹底して、漏らしのないように、もちろん私どものほうでシステム改修を行い、高校生該当の方の非課税世帯の方を抽出して作業を行いつつ、万全を期してまいりたいというふうに思っております。

1点目のご質問は以上とさせていただきます。

2点目に、今、生活困窮者のご質問を頂戴いたしました。

生活困窮世帯に最大30万円の支給があるというのを報道で受けたところではございます。新制度といたしまして、新型コロナ生活困窮者自立支援金という名称で、国のほうは考えているようではございますけれども、対象者となる方が、緊急小口資金等々を借り入れられて、限度額いっぱいになってしまっている方が対象のようではございます。

ただし、生活保護者は該当とならず、そういった生活保護水準に極めて近い方を対象とい

うふうに聞いてございます。

ただし、現時点において、これに対する詳しい情報は入っていないところでございます、引き続き私どもといたしましても、情報を収集してまいりたいというふうに思っております。

補足でございますけれども、現時点におきまして、令和2年度の緊急小口資金や総合資金を借りられた方につきましては、既に500件を超えておる状況でございますので、ただいま申し上げましたように、生活困窮者に対する支援につきましても情報を速やかに収集して、適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

低所得者の子育てに対する支援ということは、今答弁ありましたように、大多数の方は申請不要でお手元に届くということですが、一部の人に限って申請が必要であるというふうなことでありますが、国もようやく、一応申請業務ではなくて、速やかにやるということでは一定の評価ができると思いますが、できるだけ早い対応をして、お手元に届くようお願いをしたいと思います。

それで、2点目の質問ですが、新型コロナウイルス感染症の生活困窮者に対する支援ですが、今の答弁ですと、詳しい情報は入っていないというようなことをおっしゃいました。これは、県のほうは6月には、県のほうに条例案も出ているところだと思っておりますが、この対応につきましては、どのように必要な人に届くかという、これもいわゆる申請なんです。そして、申請で、またこれも、今答弁がありましたように、一定の条件を満たすということがあると思います。今まで緊急小口で借りたりしておりますので、対象にならない方もいるんですけれども、引き続き、コロナで厳しい状況にある人たちに対しまして支援をするということなんです、そこで、各都道府県や政令市や中核市、その他のところには、きちんとこういうような通達というものが出ておまして、そして、もう受付の準備を各市の単位は行っております。

今、情報が入っていないと言われたのは、ちょっとどうしてなのか、よく分からないんですが、一覧表が提示されておまして、各市は、市役所を窓口にして申請をしてくださいということになっております。受付も7月1日、また7月の初旬からやるということで、これは紹介がされているところです。

そこで、蟹江町はどうかといいますと、蟹江町は、今も情報がないというようなお話もありましたが、町が窓口、申請の窓口というふうにはなっていないんですね。市の単位は、申請の窓口は市役所か、市役所が管理している相談センターだとか、そういうところで、自分たちの住んでいる地域で引き続いて申請をすることができるわけなんです。ですから、状況を分かっている人が窓口の受付業務も対応することができる。今までの関係もできているところで、それを申請できるというふうになっていますが、蟹江町だとか市でない町の

単位というのは、それぞれの町が申請窓口になっているのではなくて、いわゆる県単位になって、県単位の中でも蟹江町の場合は、海部事務所まで行ってちょうだいという話になっているかと思うんです。そうじゃないでしょうかね、海部事務所に行ってちょうだいと。

それで、昨年から、緊急小口で相談している人たちも大変多いんだよという質問をさせてもらっていますが、現在どれぐらいの人が累計でこれを利用しているのか、まずその数字を言っていただいて、そのうちの何人かは、やっぱり次の生活者の困窮者自立支援に頼らなきゃいけないという人も、それはいると思うんですが、県のほうとか海部事務所までそれを行きなさいという、そういう物事のやり方ですけども、そういうのが果たして利用者に対していいのかどうかということは考えなきゃいけないと思うんです。

従来は、こういう町の単位のもは、ほかの申請でも、海部事務所に行ってちょうだいと、そのことは海部事務所の管轄ですよと、海部事務所で行きなさいというようなことで、非常に海部事務所まで行けという、そういう物事のやり方が、そういう生活困窮の方々にとっていいやり方なのかどうかということを考えてみますと、当然、町の窓口で受け付けるということのほうが、本当に利用しやすいわけですから、そういった従来のやり方、また今回の新型コロナもそうなんですけれども、そういうやり方というのは非常によくなくて、申請する人の側に立ったやり方に変えていくべきではないかというふうに思うんですけれども、その辺を従来どおりにしているということについては、私は問題があるというふうに思います。

つまり、小さな町や村に住んでいる人は、非常にそういう点で不便であり、使いにくく、どうやって行くんだという話になりますので、その点については改善をなきゃいけないというふうに思いますけれども、実際のところ、どれぐらいの人が緊急小口総合を利用して、そして、恐らく何割かの方は、次に困窮者の支援に行くんであろうというふうに予想されますので、その辺のことについて、ご答弁をお願いしたいと思います。

○民生部長 寺西 孝君

まさしく今議員おっしゃるとおり、緊急小口資金等々の貸付けにつきましては当町社会福祉協議会が受付をしております、今議員おっしゃるとおり、どういう住民の方がどういふふうに苦しんでいるかというのを町として把握できていないというところは、そこはやはり問題であろうと思っています。そこはやはり、私どもと社会福祉協議会が連携を取って、適切な支援に至るように努力してまいりたいと思っております。

今ご質問のございました特例貸付につきましてご報告をさせていただきます。

特例貸付の緊急小口につきましては、令和2年度、335件プラス、令和3年度に入りまして二十数件ございますので、今、360件程度の小口資金の申請があるというふうに把握をしております。総合貸付につきましても、令和2年度で113件、これに、令和3年度に入りまして45件程度ございますので、150を超える件数をご申請いただいているということで、総トータルいたしまして、500を超える申請件数があるというふうに理解をしております。

でございます。

以上でございます。

手続きについてでございます。私ども当然、ひとり親のものであったりとか、福祉事務所でお手続きをされる、生活保護もそうでございますけれども、県の福祉事務所が担当となってくるところはございます。でございますので、今の制度としては、本当に申し訳ないですけども、議員おっしゃいましたように、福祉事務所でのお手続きとなろうかと思えますけれども、そこはやはり私ども、当町の住民の方でいらっしゃいますので、福祉事務所と連携を取りながら、適切な支援に至りますように努力させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

3回しか質問ができませんので、ちょっとより踏み込んで、今この時点では言えないんですけども、私たちが、町民を大切にするという視点に立つと、やっぱりこのようなやり方では不満が、やっぱり利用する人に出てくるのではないかというふうに思うんですね。

今、民生部長が、きちんと社会福祉協議会でやっている緊急小口資金と総合の申請者の数を把握していただいて、500件以上超えている人たちがこれを利用している、大変な数ですよ。貸付金も大変な数になっています。ですから、その中で何割かの方は、やっぱり困窮のほうへ申請せざるを得ない方だって、今コロナは継続しておりますので、あり得るというふうに思うんです。

これは、緊急のほうは独り世帯も対象ですよ。独り世帯もありますので、高齢の独り暮らしの人もいるかもしれないし、いろんな人がみえるわけですけども、その中で、今私が問題にしているのは、今は民生部長は、社会福祉協議会とよく連携を取っていただいて、申請者の状況もある程度つかんでいただいて、必要な支援をしようという姿勢を取ってくださっていることは非常にありがたいし、よくやってくださっているというふうに私も思っております。

しかし、その次の段階になると、これは海部事務所へ行ってちょうだいよという話になって、この海部事務所へ行ってちょうだいが、町と村とはみんな、そういう取り扱いになっているんですね。極端なところは、東郷町なんかは、愛知県の県の窓口まで行って申請しなさいというような感じになっているの。これは市に住んでいる人たちは、そういう意味で利便性があるけれども、小さなところに住んでいる人は、小さなところゆえに、そういったやりにくさとか生きにくさを、そのまま利用する人のほうにぶつけているとか、そういうままの状態にしているんです。だから、何で町は町の申請窓口ができないのか、しないのかということは、今までも課題だった部分ありますけれども、今回も非常にこれが課題になっているんです。

町長、ちょっとお伺いしますけれども、やっぱりこのような状況は、首長として、やっぱり解消していかなくちゃいけないと思うんですよ。今までも議会の中で、様々な相談や申請の窓口というのは一本化すべきだと、町なら町の中に一本化して、利用する人の利便性を図るべきだということが、議会の中で私だけでなく、主張があったかと思うんですけども、そのことの取り組みがされないまま、そしてまた今回も、このコロナという大変な時代の中で、生活困窮者がこれだけ増えていると、500人以上も町内の中で生活できずにお金を借りに行っている。しかも、それでもまだ間に合わずという状況の中で、海部事務所へ行ってくださいということは、やっぱりこれ、利用する人にとって、いけないことじゃないんですかね。

従来も課題でしたので、首長としては、今までのやり方がこうだったんだからこうだということではないと思うんです。このところをしっかりと、やっぱり町なら町を申請窓口にして、やっぱり親身になってやっていくと。また、町内で近いですから、足の便ですよ。津島の海部事務所まで行けと行ったら、どうやって行くんですかね。電車で行くとしたら、弥富まで行って、弥富からまた乗り換えて、またそこ歩いていくのかもしれない。申請だつて、1回では済まないですよ。1回で済まずに、何回も相談に行くこともある。そういうことがあるとするなら、こういった小さな町であるからこそ、不便を利用者に与えているという問題については、首長がやっぱり解消していくべきだというふうに私は思うんです。

ですから、町長は、16年4期もやりまして、その実情もよく理解していると思いますし、また5期もやって長期になっていけば、いろいろ発言権もあるかなというふうにも思いますので、その部分の解消に向けてやっていくということは、町長の姿勢としてあっていいのではないかと思いますけれども、どのようにお考えになりますでしょうか。

○町長 横江淳一君

それでは、中村議員のご質問に、的確にお答えできるかどうかは別として、お答えをしたいと思います。

まさに、小さなまちは恩恵を被らずに、大きなまちだけ恩恵を被るなんていうのは、地方自治法の根本から外れております。決してそうではなくて、中村議員も長い間議員をやってみえて、蟹江町の酸いも甘いも全てご存じな方に、こんなことを言うのは非常に失礼ではありますけれども、事情は十分お分かりいただいているというふうに私は思っております。

15年前までは3,232の自治体が、今では1,741になりました。そのときの町村合併のいろんな話し合いの中、そして、ここにおみえになる議員さん、あまり詳しいことまでは分からない議員さんになられたかも分かりませんが、ほぼほぼ分かってみえると思います。

私何が言いたいかといいますと、例えば今回のコロナ禍において、いろんな申請手続きが、煩雑な手続きがいっぱいあると、これをあっち行ったりこっち行ったりするのはどうかと、市だったらその場でできるのにという、いわゆる許認可の問題があると思います。これはこればかりじゃなくて、建築もそうでありまして、土地のこともそうでありまして、これ

を、今まさにデジタルトランスフォーメーションの時代がもう目と鼻の先に来ておりますので、AIを使った、RPAを使ったシステムを統合することによって、そこへ行かなくても済むような、そんな時代が、我々が思っている以上に速いスピードで来るというふうに私自身は思っております。

制度云々というのは、やっぱり地方自治法の根幹に関わることでありますので、ただ、黙っておるということではございません、県の町村会にもしっかりと、16町村ございますので、しっかりと許認可の問題について、こういうことについては、具体的にこうしたらどうだというような提案がまたございましたら、議員のほうから言っていただければありがたいというふうに思っております。

現状を今、満足しているわけではございません。また議員各位におかれましても、地域の皆様方にいろんなご意見、コロナの接種のことに関しても、それから生活のことに関しても、小口資金の借り入れに関しても、たくさんの意見を聞いているというのは、私ども情報として入ってございますので、ぜひともまたご協力いただきながら前に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(「解消してください」の声あり)

頑張ります。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

中村議員のおっしゃるとおりかもしれませんけれども、コロナ対策で本当に、どこがやっているかで、飲食店の時短の協力金、県ですよ。今回、生活困窮者の支援金については国が管轄で、まず、独自に福祉事務所を持っているところは市がやるんですけれども、担当で、そういうことで、蟹江町はどうなんだという、海部福祉事務所で大治町、飛島町、蟹江町で、結局あそこへ行かないと。それだけれども、福祉事務所もこっちに来ていますので、そういう相談もやっぱり受けてもらいながら、わざわざ福祉事務所へ行かなくても済むような体制をできるといいのかなと思ひます。

今回確認をしていきたいのが、まず1点目として、ちょっと何点か確認したいんですけれども、11ページにある、まず交通安全対策事業で、昨年、令和2年度にもあった交通安全の支援、高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金ということで128万円です。これ、昨年、令和2年度で予算が320万円ついているんですけれども、この辺の減額の原因とか、また補助率の関係、たしか前回は5分の4で、頭が3万2,000円だったかな。その辺で、もうちょっと具体的にお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目として、電動アシスト自転車の購入の装置なんですけれども、これ45万円で、代表質問でも若干質問があったんですけれども、今回この対象自体、条件ということで、免許を自主返納したのが条件になってくると思うんですけども、その辺のもうちょっと詳しい説明と、じゃこれ、今回6月議会に上程されて可決した場合に、いつからを対象にしてくるのか、その確認をお願いいたします。

3点目として、子どもの医療費助成制度があります。今回、予算として1,014万円、代表質問の町長の答弁の中でも、年間2,900万円から3,000万円ぐらい余分にかかってくるということで、今回の10月からで半年分と見ても、金額的にちょっと少ないのかなと思うんですけども、その辺の確認をお願いいたします。まずここだけでお願いします。

○総務部長 浅野幸司君

では、最初にご質問いただきました高齢者の安全運転支援装置の設置促進の関係の補助金の関係のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、今回、補正予算として上程いたしましたのが128万円でございます。これ、令和2年度から実は実施をしております、2年度ベースでも金額、予算的にはもっと上がっておったんですけれども、実際のところ、2年度の実績といたしまして、センサーありのほうは、上限が3万2,000円の補助でございますけれども、センサーありのほうは28台、それから、センサーがない、ついていない、センサーなしのほう、上限が1万6,000円の装置のほうは、実績といたしまして25台のご申請がございました。合計で53台のご申請がございました。

担当課といたしまして、今回、令和3年度も引き続き、高齢者の方のそういった安全確保というところで、今回予算を6月議会に上程させていただいたんですけれども、去年の令和2年度の実績からして、この128万円の金額で、ほぼ3年度のところの申請についてもいけるだろうというところの見込みがございます。ですので、去年べらぼうに、予算すれすれまでご申請が出てきたということではございませんので、去年の実績に合わせて今年の予算立てをしたというところでございます。

以上でございます。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまの電動アシスト自転車の購入補助金についてご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、今回の電動アシスト自転車の購入事業でございますが、高齢者の運転免許証の自主返納を促進し、日常生活の安全な移手段を確保するため、電動アシスト自転車の購入費用の一部を補助させていただくものとして、制度をつくらせていただいたものでございますが、まず、ご質問にございました購入の対象になる条件でございますが、1つ目としまして、蟹江町に住所を有し、町税を滞納していない方、2つ目としまして、令和3年7月1日以降に

運転免許証を自主返納した者、3点目としまして、運転免許証を自主返納した日から起算して1年以内に補助金の交付申請を行っていただくこと、4点目としまして、令和3年7月1日以降に蟹江町内の販売店で電動アシスト自転車を購入し、電動アシスト自転車の防犯登録を行った方などが購入の対象者となっております。

また、今回の事業の開始ですが、予定では7月1日を事業の開始の予定とさせていただいております。

以上でございます。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

続きまして、子ども医療費の事業費についてのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

議員おっしゃられるとおり、大体1年間で2,900万円から3,000万円程度必要であろうということで見込んでおります。今回、10月1日から開始ということで、およそ6カ月になりますので、そうしたら、半分の大体1,500万円ぐらいが予算についていないと、ちょっと整合性が取れないんじゃないかということなんですけれども、こちらにつきましては、実際10月1日の診療日からなるんですけれども、町のほうが医療機関のほうへ支払うタイミングというのが、その2カ月遅れで支払ってくださいますよという請求がやってくるので、実質支払いが始まりますのが12月からとなります。

ですので、補正予算で上げてございますのは、12月、1月、2月、3月の4カ月分という形になりますので、大体1,000万円ぐらいが4カ月でかかるであろうということに計上させていただいております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

最初の質問の、高齢者の安全運転のブレーキシステムかな、センサーありなしで、これ、去年実績、当初320万円まで予算化したんですけども、そこまで実績が、トータル53台ということで、予算化がそこまでいなくて、そこを見込んで、このぐらいでいこうと。そうなってくると、去年と、今言っていた上限3万2,000円と1万6,000円、この辺は変わりなくやっていくということで解釈していいんですね。

あと、2点目の電動アシストなんですけれども、7月1日から申請で、それ以降に自主返納したと。当初、蟹江町もちょっと遅れたんですよ、そういう特典というのか、自主返納した特典で、そういう問題もあって、じゃこの7月からで、今まで免許持っていたけれども、こういうニュース等もあって、高齢者の踏み間違い等があって事故があったということで、前に、昨年自主返納したり、今年7月以前に自主返納した人、この辺を対象としなくなっちゃうんですよ。その辺をもうちょっと、やっぱり事故起こしたくないということで自主返納した方も、やっぱりこの7月からじゃなくて、ぜひとも、いつからというわけにも、遡る

ということもなかなか難しいかもしれないんですけども、その点、ちょっと考えをお願いします。

あと、子ども医療費については、そういうことですよね。実質、町から病院に払うのが12月からだよ。そうすると、18歳までの利用者というのかな、その方については、10月から病院では窓口の自己負担はなくなるということなんですね。

今の3点、またお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

まず、電動アシスト自転車についてのご質問についてご答弁させていただきます。

65歳以上の高齢者の方に対しまして、アシスト購入費の4分の1、上限1万5,000円を補助させていただき制度でございますけれども、本議会で議決をいただきましてから施行させていただきたいと考えておりますので、施行日といたしまして7月1日を設定させていただいておるところでございます。ご理解のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

子ども医療費の高校生以上の方の対象でございますけれども、10月1日診療分からとなりますので、そちら、1日以降に診療された分が助成となります。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

じゃ、ちょっともう2点ぐらい確認していきたいのが、今回、15ページのプレミアム商品券の発行事業なんですけれども、当初、全協でも説明があったんですけども、この内容について、特に商品券の構成、共通券があるとか、中小の共通券が何枚、この提案があつて、実際に、最終決定じゃないとまだ言っていたんですけども、今後の予定として、今現状どうなっているのか。

もう一つ聞きたいのが、販売案内で、チラシに全戸配布とあるんですけども、昨年のおきも、全戸配布してもなかなか気がつかないんですよ。その問題、結構いろんなやつと一緒に入っていて、またごみが入っておるといふ住民の方も、何か変なものが入っていますよね、議会だよりにしても広報にしても、マグネットがついておったり、水道の。あの辺をちゃんともうちょっと分かるように、今回、せつかくプレミアム商品券、3割のプレミアムをつけて、1万円がいいかどうかは別ですよ、その辺をもうちょっと何とか、それだけ配るとかできないものなのか、ちょっとお願ひしたいと思います。

あともう一点、最後なんですけれども、今回、同じ15ページに消防のほうで、当初コロナ対策で、初日にも総務部長のほうから、救急車にマッサージ器の購入と冒頭説明あったんですけども、これももうちょっと、どういうものなのかお願ひいたします。

以上の2点、よろしくお願ひします。

○政策推進室長 黒川静一君

ただいまの板倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、プレミアム商品券の内容ですけれども、前回全協のほうでご説明をさせていただきました。今はこれで、商工会のほうに進めていただくようお願いをしておるところでございます。

また、2点目のほう、チラシの関係なんですけれども、今回は、今年度につきましては、チラシの配布を、昨年度1回だったものを2回配布をさせていただこうというふうに考えております。1回目は、事前にこういうことを行いますよということで、まずアナウンスをしておいて、2回目にまた配布をさせていただくということで、前回、広報等と一緒にあって、処分してしまったというお話もちょっと伺いましたので、2回目のほうの配布のときには、広報とかそういうのとは別で、単独で配布をさせていただくという、そういうふうに考えております。

以上です。

○消防長 黒川康治君

議員から質問いただきました自動心臓マッサージ器について答弁させていただきます。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、当署が運用しています救急車2台に自動心臓マッサージ器を各一式整備するものでございます。この機器を整備することによりまして、救急隊員の感染リスクを軽減することができます。また、有効な心臓マッサージを絶え間なく、長時間継続して実施可能となることができます。このことに、多くの消防本部が活用している状況でございます。ご了承いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今、去年の反省点をちょっと踏まえながら、案内も2回送って、あと、最終的な2回目はそれだけで配る努力をしますと。

もう一つ、構成について、去年はちょっといろいろあって、最初に議会側に上程したものと中身が変わったわけなんですけれども、今回は、町のほうから商工会に、この内容でお願いしたという形なんですか。去年は逆でしたよね。ちょっとその辺お願いいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

お願いしたというよりも、一緒に打ち合わせといいますか、話をさせていただいて、その中で詰めていったという、そういうことでございます。打ち合わせをしながら、商工会さんの意見を聞きながら、こういった条件で進めたらどうだというようなお話をいただいて、それで、まとめていこうというふうに努めてまいったところであります。

○5番 板倉浩幸君

商工会のほうともよく相談しながら、こんな感じでやろうよということで、今回の金額の設定を出してきたということなんです。

最終決定しているのか、まだしていないみたいですがけれども、その辺もうちょっと、ちゃんと決定したら、事前に議員にはぜひとも、前回のこともありますので、最終決定した内容をお願いしたいと思います。

もう一点なんですけれども、若干ちょっと、入っていない議案かもしれませんが、確認をちょっとしたくて、コロナ対策ということで、関連でちょっとお聞きをいたします。

資料がないと言われたらそれで、後から教えていただければいいんですけれども、ちょっとコロナ対策として、昨年行われた、国保の関係です。コロナ対策の感染症の影響による収入減少に限定した国保の減免が昨年行われて、結構な金額減免したんですけれども、また今年度も引き続き行われます。

問題なのは財政支援なんです、国の。昨年度、全額国の財政支援があつて、今回そうじゃないよということを聞いています。その辺の中身についてのお願いと、ほかの自治体が、蟹江町は今回入っていないんですよ。条例改正もしていないし、規定の改定もないということで、ほかの自治体で、条例で国保の減免の条例改正等の議案とか、規則で一部やっている自治体もあるんですけれども、この点について、蟹江町は、別に上げなくても対応できているものなのか、お願いをいたします。ちょっと無理だったら結構です。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

すみません、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、正確な数字等のご勘弁願いたいんですけれども、コロナ対策の国保税の減免の関係ですけれども、まず1点目の。そちらにつきましては、議員がおっしゃるとおり、令和2年度に実施されたものにつきましては、全額国のほうから補助がまいっておりますので、町の持ち出しというのはございませんでした。

今度、3年度に実施するものにつきましては、本当に一部しか国のほうから補助がございませんので、ほとんどにつきましては町で持ち出しになると思われれます。そのパーセンテージにつきましては、今、最初に示されたものから若干増額されるという話も聞いておりますので、正確に何%が補助率というのが、まだ正確に決まっていないところがございますので、決まりましたらお話はできるかと思っておりますけれども、今、3年度につきましてはそのような状態でございます。

また、条例改正のほうでございますけれども、昨年度、コロナの減免に対応するように、国保のほうの条例のほうを改正させていただきました。この改正で、それぞれ市町村の改正のやり方があるんですけれども、蟹江町としては、前回の改正のものが、今回のコロナだけではなく、いろいろな災害などにも対応できるような形で条例改正をしましたので、何か期限が区切つてあるとか、コロナに特化したものという形では改正しておりませんので、コロ

ナについては、もう一つ別に、規則のほうでコロナ減免を盛っておりますので、そちらのほうの期日を書いてあったんですけれども、それは令和3年度にも対応できるような形で、もう改正済みでございますので、条例自体を変更するという必要は、今回期限が延びたとしても、必要はない形になっております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

どうしても、ほかの自治体で条例改正で議案がついていたから、蟹江町、やるということは聞いていたんですけども、どうなのかなと思って、ちょっと関連で質問しちゃいましたけれども、ぜひともコロナ対策、まだまだ感染続き、国保の加入者も本当厳しい状況、これで7月に本算定がまた来ますし、その辺でよろしく。

あと、国の支援も、本当100%やってほしいんですよね、コロナの財政上、運営も大変厳しいのは僕も承知していますので、その辺で。ぜひとも、申請あって、去年と同じように、多分見込みでやっていくんですけども、ぜひとも町の負担があるから、あまり認めないとかそうじゃなくて、なるべくちゃんと対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他にございませんでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第11 議案第35号「令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第12 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、これで本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

○議長 佐藤 茂君

会議を閉じる前に、私、議長からのお願いを申し上げます。

町長からも議員の皆様にも通知されておりますが、新型コロナウイルス感染防止対策につき、6月21日には愛知県下に発出されておりました緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置へと移行されました。

飲食店などには引き続き営業時間の短縮要請が出ている中で、酒類の提供が可能となりましたが、厳しい状況が続いており、コロナウイルスが終息したわけではございませんので、皆さんにおかれましても、特に会食等の機会が生じた場合には、引き続き感染防止対策に心がけ行動していただきますよう、よろしく願いいたします。

それではこれもちまして本日の会議を閉じます。以上で……

(ちょっといいですかの声あり)

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今、議長からコロナ感染の話があったんですけども、ちょっと蟹江町としても、ワクチン接種について、もうちょっと説明が。6月議会の初日とか代表質問の前に、ちょっと話はしてくれたんですけども、それから、今週から個別接種も始まりましたよね。その状況も踏まえて、もうちょっと、今日最終日であるんですけども、詳しい情報は、やっぱり議員にも知らせていくべきかなと思いますので、ぜひ、説明できたらお願いしたいと思います。まだ報告できる内容がないなら……今現在で……

○民生部長 寺西 孝君

ご質問頂戴いたしました。詳しいご報告ができず、申し訳なく思っております。日々状況が変わっておりますので、なかなかというところがございます。

まず、議員おっしゃいましたように、今週月曜日から個別接種が開始をされました。私どももいたしましたのは、6月27日以降に1回目の接種を予約していただいた方3,780名に対しまして、個別に個別接種が始まるご案内状を送らせていただきました。

先週末の時点でございますけれども、3,780人のうち2,448名の方が個別接種のご予約を取られた状況でございます。この2,448名については、今も随時増えている状況でございますので、この方々が今、個別のほうに回っている状況を現時点で報告をさせていただきます。

引き続き、集団接種をご予約されている方につきましては、また日程の前倒しを今やっておるところでございますので、ここもまた随時ご報告させていただけたらと思っております。以上でございます。

また、せっかくの答弁の機会でございますので、接種券についても少しご報告をさせていただけたらと思っております。

65歳以上以外の方で60歳から64歳の方、また基礎疾患を有する方、高齢者施設従事者の方につきましては、6月28日月曜日をもって接種券を発送する予定でございまして、7月1日に予約を開始し、7月12日に接種を開始できるようにご案内をさせていただくよう、今準備を進めておるところでございます。

さらに、16歳から59歳の現役世代の方につきましては、今、国・県が、大規模接種であるとか職域接種について、相当数実施をされておるところを考えまして、7月5日月曜日に接種券を送付する予定で現在準備を進めております。

さらに、もう一点でございます。

今、議論が盛んに行われております12歳から15歳の義務教育の方の接種券についてでございます。当町につきましては、現在、保護者同意の上、接種を行っていただくのが本来ではないかということで、これを今検討しておるところでございます。これ、医師会と検討させていただき次第、条件が固まり次第、12歳から15歳の方につきましても接種券を送付するよう、今準備を進めておるところでございますので、報告をさせていただきます。

本来でありましたら、文面でもって議案としてお送りさせていただくのが本来でございますけれども、状況が日々変わっておるところでございますので、今回の答弁でお許しいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で令和3年第2回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前10時35分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

佐藤 茂

2番 議員

三浦 知将

3番 議員

石原 裕介